＜宮崎県外の高等学校等に通学されている方＞

宮崎県私立高等学校等奨学給付金

高校生等のみなさんが安心して教育を受けられるよう、授業以外の教育費負担軽減のため、「奨学給付金（奨学のための給付金）」を給付します。（返済不要）

受給要件と申請区分【定期給付】（令和4年7月1日～）

- 申請者は、宮崎県に住んでいますか？
  - いいえ → お住まいの都道府県にお問い合わせください。
  - はい ↓
- 令和4年7月1日現在、生業扶助（生活保護）を受給していますか？
  - はい → 区分１：生活保護受給【A：定期】 締め切り：令和４年１１月１８日（金）
  - いいえ ↓
- 保護者等全員の令和4年度住民税所得割が非課税（0円）ですか？
  - はい → 区分２：住民税所得割非課税【A：定期】 締め切り：令和４年１１月１８日（金）
  - いいえ ↓
- 解雇、経営悪化、災害、傷病等により家計が急変し、翌年度住民所得割非課税世帯に相当する見込みですか？（生活保護を除く）
  - はい → 家計急変世帯【C】 締め切り：令和５年２月２４日（金）
  - いいえ → 対象外です。

※ 住民税の額は、毎年5月末ごろ勤務先から配布される通知書や市町村で発行する所得課税証明書で確認できます。

新入生の方はこちらもご覧ください

新入学時の負担軽減のため、希望する方は4分の1の額を先行給付します。なお、一部早期給付を受けた方が上の定期給付を受けるためには再度申請が必要です。その際の額は、年間の基準額から一部早期給付の額を差し引いた額（基準額の4分の3）となります。

定期給付の要件を満たす方は、一部早期給付の申請を行わずに定期給付1回の申請で全額を受給することもできます。

※定期給付と一部早期給付では判定の基準年が違いますのでご注意ください。

受給要件と申請区分【一部早期給付】

- 令和4年度４月１日現在、生業扶助（生活保護）を受給していますか？
  - はい → 区分１：生活保護受給【B：早期】 締め切り：令和４年９月１６日（金）
  - いいえ ↓
- 保護者等全員の令和３年度住民税所得割が非課税（0円）ですか？
  - はい → 区分２：住民税所得割非課税【B：早期】 締め切り：令和４年９月１６日（金）
  - いいえ → 対象外です。

令和４年度給付額

区分				給付額（年額）	一部早期給付（年額の4分の１）
高等学校等	生業扶助（生活保護）			52,600	13,150
	住民税所得割非課税（家計急変を含む）	全日制 定時制	第１子	134,600	33,650
			第２子以降	152,000	38,000
		通信制		52,100	13,025
専攻科	住民税所得割非課税（家計急変を含む）			52,100	13,025

※　家計急変の方は、上記の金額の月割となる場合があります。

◎ 必要書類については、『提出書類一覧表』をご覧ください。